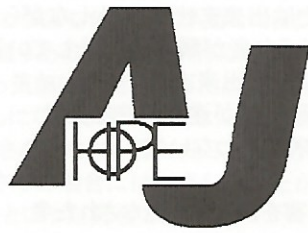


Japanese Welfare Society in Australia



Hope Connection Newsletter No. 27

ホープコネクションニュースレター第 27号 発行日2003年10月1日 発行者 Hope Connection Inc.
住所/郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話 (電話相談兼用) 0408-574-824
* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *
ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail: hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのごあいさつ

青少年の問題行動は、相変わらず私たちの悩みの種です。非行のみならず、不登校、早期退学、職不足、社会性の問題などがあるのは、日豪共通です。そういう問題を表面的に見て、われわれは、つい「最近の若者はわからなくなった」、と考えてしまいがちです。

今は自分たちが若かったころとは違う、と考える大人たちは多いでしょう。しかし、私たちは、青少年に対して昔を懐かしがるように、自分たちのころと同じように「健全に」育ててほしいと願いがちではないでしょうか。これは少々無理な要求かもしれません。むしろそういう大人たちの時代に合わない「期待」が、青少年の問題行動を、複雑化、奇異化させていくことになっていくのかもしれない。

メルボルンにも多くの青少年が、日本からやって来ています。中には、過去、日本でつらい経験をしたことがあり、こちらで新しい何かを発見しようとがんばっている若者もいると思います。異

文化の中での苦勞を超え、誰もが自分なりの方法で、難局を突破しようと試行錯誤を繰り返しているのではないのでしょうか。人は誰もが個性的で、自分なりのやり方で難局を乗り切る力があるはずです。

兇悪な少年犯罪が起こるたび、青少年は危険な集団とみられがちです。しかし、どの世代にも犯罪者は出現します。どの社会にも一定の誘惑や危険はつきもので、そのような中で、時には失敗することもあっても、他者の力を借りるなどして乗り切ることで、皆それぞれ、何とか普通に生活しようと努力しています。この点で、いくら時代・文化・世代・性別が違おうが、われわれは大して変わりありません。

ホープコネクションは現在、日本人の留学生を対象に調査を行っています。調査結果を踏まえながら、若い人たちへの応援となるような情報サービスの充実に努めていきたいと願っています。

フランチャイジング: 経営管理規定入門 (その 2) 弁護士 Tim McDonald

前号ニュースレター (26号) ではフランチャイジング経営管理規定 (The Franchising Code of Conduct=FCC) について総論的にご紹介しました。今回はさらに具体的な内容についての解説です。

フランチャイジング経営管理規定 (FCC) の趣旨

FCC がどのように適応されるかは次のようにまとめられます。

- 情報公開
- 経営管理と一般的な条件
- 紛争解決方法

以下詳細を説明しましょう。

a) 情報公開

かつて権利提供者 (franchisor) が権利購入者 (franchisee) へ与えた情報の種類や質に関して非難が多くありました。FCC には、権利提供者はフランチャイジングに関する情報を権利購入者に公開・提供すること、と述べられています。

情報公開が必要とされる情報の例

開示文書 (Disclosure Document) には、フランチャイズ契約の

条項と条件 (terms and conditions) が詳述されていなければなりませんし、これらの文章は全て英語で明確に書かれていなければなりません。これらの条項と条件においては、以下の事柄を詳細に記述しなければなりません。

- ・マーケティング資金に関わって請求されるあらゆる料金について
- ・このフランチャイズが独占的な事業なのか、非独占的な事業なのかについて
- ・権利購入者が保たなければならない在庫レベルがあればその要件について
- ・支払いの詳細について
- ・権利提供者と権利購入者の義務などについて

ビジネス経験

開示文書によると、権利提供者は、経験年数を含め、過去10年間のビジネス経験歴について情報提供しなければなりません。例えば、

- ・フランチャイズでどのようなビジネスを提供してきたのか
- ・フランチャイズを運営・提供した経歴

・過去に携わった他のフランチャイズの運営・提供の経歴およびそれらのフランチャイズビジネス全てについての内容説明

さらに、権利提供者はそのフランチャイズのディレクター・秘書・エグゼクティブの名前、職種、資格(もしあれば)を公表しなければなりません。財政上の鍵となるような情報、及びその他に彼らが負債に対して責任能力があるか、刑事、民事訴訟の対象になっていないか、あるいは権利提供者や会社の重役が破産や支払い不能のための手続きを行っていないか、などの詳細も開示されます。

b) 一般的な条件

FCC の導入以前には、権利提供者と権利購入者が対等ではないという問題がありました。フランチャイズ契約は、条項と条件の規定次第で大幅に異なったものになり得ます。これは不公平な交渉が生じる原因になりますし、少なくともそうした傾向を生むものです。例えば、権利提供者は多国籍企業であり、権利購入者はあくまでも個人で、フランチャイズビジネスを初めて購入し、運営しようとしている場合などこれに当てはまります。

FCC の3章により、フランチャイズの契約、条項と条件には一貫性がなければならないことが、少なくともある程度は保証されています。この規定はフランチャイズ契約書の基本条件の差異を取り払い、全ての関係者がフランチャイズビジネスを監視出来るための基準を提供しようとしているのです。FCC がフランチャイズ契約に独自の条項と条件を課すことによって、これが行われるのです。

フランチャイズ契約条件の例

例えば FCC は以下のことを明記しています。

- ・ 契約書にサインし、もしくは契約金を支払ってから7日間以内に、権利購入者は契約を解約することできる。
- ・ 権利購入者が契約書にサインをする14日前までに、権利提供者は公開文書を提供しなければならない。
- ・ 権利提供者は権利購入者が事業を始めるために借りた物件の賃貸借契約書のコピーを提供しなければならない。
- ・ 権利提供者は権利購入者に対し、他の権利購入者との提携を進めない事もある。
- ・ フランチャイズ契約書中において、権利提供者に有利となるような義務条項の除外などを行ってはならない。
- ・ 権利購入者が事業資金を提供する場合、権利提供者も監査済み会計決算報告書を3ヶ月以内に提供しなければならない。
- ・ 権利提供者は状況に変化が生じた場合は、それを公表する義務がある。例えば、会社の所有が変わる場合は、権利提供者がこの事実を認識したときから合理的と考えられる期間内にその情報を公開しなければならない。
- ・ 権利提供者が、権利購入者から文書で開示文書を要求された場合は、最新の文書を提供する義務がある。

フランチャイズ権の譲渡

FCC に基づいて権利購入者が販売権を譲渡することは、それ

が明文化されていれば、認められています。さらに、権利提供者からの同意を不当に留保することは出来ません。しかしながら、もし、フランチャイズ権を以下のような者が購入しようとしている場合は、権利提供者は拒否することが出来ます。

- ・ 契約書に記述されている財政義務が遂行出来ない者
- ・ 契約書に記述されている要求に従わない者
- ・ 判断基準に満たない者
- ・ フランチャイズシステムに有害を及ぼすと見なされた者
- ・ 公開義務を満たしていない者

この他にもいろいろな状況で権利譲渡が認められないことがあります。

c) 紛争解決

過去に FAIR TRADING にはたくさんの苦情が寄せられていました。それらの多くが規制者による適切な紛争処置を必要としていることが明らかになりました。経営管理規定4章には紛争解決のための処置方法が規定されています。これらの処置は以下のことを扱います。

- ・ 仲裁アドバイザーの任命
- ・ FCC29条に沿った強制的な苦情対処の仕方

FCCは当事者間で紛争を解決することを一番に勧めているのですが、もし双方で解決できなければ仲介人を利用することを勧めています。FCC は紛争解決のために訴訟に頼らなくてすむ方向を目指しています。

まとめ

この経営管理規定は、財政記録など重要な情報の十分な情報公開を勧めています。そうすることで、将来の権利購入者と彼らのアドバイザーが的確に販売実績を調査することが出来ます。この規定はその他にも、売る側と買う側の義務と責任を規定するために、フランチャイズ契約書の中に必ず含めなければならない、条項及び条件を提示しています。

過去において取引業務法令C項及びヴィクトリア州平等取引法令があっても、フランチャイズに関する不正な取引による訴訟が頻繁にありました。情報の公開義務をうたったFCCの導入によってこうした訴訟が減ることが期待されています。

フランチャイズを売買する前にフランチャイズ経営管理規定と情報公開義務を知っておくことです。これは強制的な伴った義務であり、もしこの規定に従わなければ紛争を起こしてしまうかもしれません。フランチャイズを購入しようとしているのなら、フランチャイズビジネスに関する金融、法律のアドバイスを求めてください。もしあなたが権利提供者であれば、将来の権利購入者に対して、明確で適切な情報公開をした上で、FCC に基づいたフランチャイズ契約をしなければなりません。

注: この記事はあくまでも一般的な情報であり、法的なアドバイスではありません。具体的な法律相談は専門家にお尋ねください。

(翻訳、文責: ホープコネクションニュースレター編集部)

実生活に役立つ認知行動療法 (その2)

前回この項では、認知行動療法 (Cognitive Behavioural Therapy, 略して CBT) の理論—感情を把握することにより、認識 (各個人の情報処理) の歪みを見極めて自分の感情をポジティブにコントロー

ルしていけることをご説明しました。それでは認識の歪みとはいったい何なのでしょう。

人間は実際の出来事を“主観的”に認識している、つまり“自分”

というフィルターを通して確認しています。したがってあるひとつの事件について100人の人がいればそのハプニングに対する解釈も100通りあるわけです。例えば、友人のひとり X さんがある日非常に素っ気無い態度を取ったとします。それに対して A さんは自分が X さんになにか悪い事をしたのではないかと思い悩み、また B さんは X さんになにか困ったことでもあったのではないかと心配し、さらに C さんの場合には X さんが冷たかったという事にすら気が付かない・・・といった具合です。

認知行動療法では人間は人生の中で経験してきたことがらをもとに心の中に信念を築いてゆき、その各個人の信念がそれぞれの情報処理方法、判断基準に影響を与えている、と考えています。ですから何らかの形で非合理的な信念を持ってしまった人は、実際の出来事に対して偏った見方をし、それによってネガティブな感情が生まれるというわけです。この療法は、誤った信念を見極め、理解し、それをもっと現実的なものに変えていくことにより、反応の歪みを矯正するというもので、非常に理論的な方法ということができません。

以上の事を解りやすくまとめますと、

- A. (Activating Event): ある出来事がおこる
例) X さんがある日非常に素っ気無い態度を取った
- B. (Beliefs about Event): その出来事に対する個人の信念
例) 自分に自信がない・自分には力がない
- C. (Consequence Behaviour/Emotion): その出来事に対する反応や感情
例) 自分が X さんになにか悪い事をしたのではないかと思い悩む
ということになります。

さて次のポイントは、実際にどうこれを実生活に役立てていくかという点ですが、ここでは認知行動療法で一般的によく使われる”Automatic Thought Form”をご紹介します。(これは前回ご紹介したエクササイズとほぼ同じものです)。まず紙とペンを用意していただき、以下のような表を作成してください。そしてなにかネガティブな感情を体験した時にその内容を表に書き込んでいきます。

日付	状況	感情	そのときの思考
10/10	X さんが素っ気無かった	不安 90% 困る 70% 悲しい 50%	自分が X さんになにか悪い事をしたのではないかと思う

これを何週間か続けていくと、次第に自分の思考のパターンが理解できるようになり、その背後にある非合理的な信念が見えてくるはず。そこで次のステップでは表の縦の列を増やし、“別の考え””新しい感情”の二項目を加えてみましょう。

日付	状況	感情	そのときの思考
10/10	X さんが素っ気無かった	不安 90% 困る 70% 悲しい 50%	自分が X さんになにか悪い事をしたのではないかと思う

別の考え	新しい感情
X さんは急がしうだった	ほっとする 80% 不安 20%

このように思考のプロセスを変化させる練習を積んでいきますと、どんなネガティブな感情でも自分で分析してポジティブに変えていくことができるようになります。つまり、この方法を学習することによって、“自分で自分のセラピストになることができる”、これが認知行動療法エクササイズの最終的な目標でもあります。

2回にわたって認知行動療法についてご紹介させていただきましたが、いかがでしたでしょうか。皆様の実生活に少しでも役立てていただければ幸いです。なお、ご意見、ご質問等ございましたらホームページ・コネクションあてにお送りください。

スインバン大学センター・フォー・サイコロジカル・サービスでは、現在、カウンセリング心理学修士課程に在学中の日本人カウンセラーが研修中で、日本語でのカウンセリングを受けることが可能です。お問合わせ/御予約は 9214-8653 まで。

日系コミュニティー団体紹介 ゴールドコースト日本人会

ゴールドコースト日本人会は設立15年目になります。会員同士の親睦と現地オーストラリア・コミュニティーとの相互理解、友好親善をメインテーマとして、会の運営にあたりしております。

日本人会の主な活動は、

- 1) 日本人コミュニティーの安全、危機管理
ブリスベン総領事館、州政府、クイーンズランド南東方面警察および市警察との緊密な連携を続け、生活上の諸問題の処理のみならず、未然に問題を防止するために必要不可欠な情報を提供をしております。ゴールドコースト安全協議会 JCCG (Japanese Community Consultative Committee) のご支援・ご協力のもと、日本人コミュニティーの安全・危機管理に努めております。
- 2) ゴールドコースト日本語補習授業校のサポート
2003年4月現在、ゴールドコースト校の生徒数は174名の規模に発展しました。総領事館のご指導の下、日本語補習校

校長とも連携し、行事の支援、教職員の確保、教室の拡充、教室をご提供していただいているオールセインツ校との折衝など、日本人会として支えています。

シニアスクール校長のアドラー氏、ヘッドマスターのネーレン氏とはとてもよい関係を築いています。両校の友好関係を維持し、わが校の卒業生が広く世界で活躍できるよう支援しております。

3) 日本人会福利厚生

いろいろな親睦行事を企画しています。ホームページのイベント情報をご参照ください。

4) オーストラリアおよびエスニックコミュニティーとの親善・貢献

日本人会は、ATO (Australia Tax Office) より非課税団体として認められ、所得税が免除になっております。このことは利他的団体として市民権を得たことを意味します。日本人会の発展と地域とのよりよいリレーションシップ維持向上

のために、機会あるごとに親善・貢献 に努めてまいります。
こうした活動が、会の運営をより円滑にし、さまざまな軋轢
(あつれき)の防止にも役立ちます。

5) 財政基盤の安定的増強

非課税団体ですが、日本人会の 運営を健全に推進するた
めには、適切な活動資金が不可欠となります。積極的に収入

を得て、より充実した活動を展開することにより、会への求
心力を高め、会員一人一人の目標達成充実感やステータス向
上にもつなげることができます。

phone : (07) 5531-6661 fax: (07) 5592-4794

e-Mail: jsgc21@optusnet.com.au

ホームページ: <http://members.optusnet.com.au/jsgc21/>

JCV『実りの会』セミナーのお知らせ

10月15日(水)の実りの会は、警察官(Victorian Police Officer)をスピーカーとしてお呼びします。 Crime Prevention for Seniors どの
ぼうにあわないためのヒント、通りを歩いているときに気をつけること等、特に高齢者を対象としたお話しを伺います。自分で銀行に行けな
くなった時、頼める人はいますか? 詐欺にあわないようにするには? といったことも警察官の方から、直接話を伺います。

上記講演の場所、時間は以下のとおりです。

会場: 日本人会 Suite 1, Level 5, 350 Collins Street, Melbourne 3000

Office Phone: 9642-2120

日時: 10月15日(水) 10:30am~12:00noon

会費: 大人 \$5(会員)、\$7(非会員) モーニングティーを含む

連絡、申し込み先: みどり 0418-540-865 まり 9397-8421

注: 上記会員には、日本人会、JCV、Hope connection の会員を含みます。

カルチャースクール 「健康は姿勢から?!」

毎回ご好評頂いているホープコネクション・カルチャースクール。今回は、姿勢均整師の鈴木月子さんにおいでいただき、姿勢と健康に
まつわるいろいろなお話をさせていただきます。良い姿勢は見た目にもとても素敵。その上健康にも繋がるならば、一度ご自分の姿勢につ
いて見直してみても損はありません。鈴木さんの長年の臨床経験からの有意義なお話が聞けるものと思います。

当日会場にてご質問も受け付けますが、こんな事が聞きたいといったご要望がありましたら、10月22日(金)までに、前もって日本語電
話相談までお知らせ下さい。さらに詳細にお答えできると思います。

日時: 11月1日(土)午前10時30分~午後0時30分

場所: Migrant Resource Centre 40 Grattan Street Prahran 3181 (Melway 2L H 10。Prahran Market のすぐ南側です。)

費用: 1人5ドル(Morning tea 付)

申し込み・問い合わせ: 0408-574-824 日本語電話相談まで。(受付時間は月曜日~金曜日の午前10時~午後3時)

資料作成・会場準備のため、事前に電話で申し込んでいただくようお願いいたします。当日の受け付けも致しますが、資料をお渡しできな
いことがありますので、ご了承ください。当日の申込及びキャンセルは11月1日午前9時30分以降に 0408-574-824 までご連絡くださ
い。チャイルド・ケアご希望の方は、お申し込みの際にお知らせください。

ホープコネクション電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中でどうしてもわからず困っている
方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聴いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が
一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグラントリソースセンター(移民のため
の窓口となる公共団体)をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。
電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。

電話番号: 0408-574-824 受付時間: 月~金曜日 午前10時~午後3時まで

(相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります)

- Special Thanks to - 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、
Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカ
リ出版、Southern Sky、Education Logistics、JCV ニュースレター、豪日協会ニュースレター、佐川義人氏、Timothy McDonald
氏、Michal Morris 氏、洋子マーフィー氏、NEC、メルボルン日本人会、大隈良謙氏、Sandra Roeg 氏、SBS 日本語放送、天
野行哲氏、加茂前千代氏、Christine J. Rodan 氏、吉澤通明氏、山本和儀氏、Dr Mark Preston、Stacey Steele 氏(順不同)